

## 神奈川県監査委員報告第 10 号

## 監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

令和 2 年 7 月 10 日

神奈川県議会議長	嶋 村 ただし 殿
神奈川県知事	黒 岩 祐 治 殿
神奈川県教育委員会教育長	桐 谷 次 郎 殿
神奈川県公安委員会委員長	大 崎 哲 郎 殿

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	太 田 眞 晴
同	吉 川 知 恵 子
同	梅 沢 裕 之
同	小野寺 慎一郎

**第 1 監査の種類**

財務監査（定期監査）及び行政監査

**第 2 監査の対象****1 財務監査（定期監査）**

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

**2 行政監査**

事務の執行（1 に定める監査の対象を除く。）

**第 3 監査の着眼点**

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

**第 4 監査実施箇所数**

出先機関 355 か所のうち、令和 2 年 5 月 8 日までに監査の結果を取りまとめた 83

か所（他の監査実施箇所については、今後、監査の結果を取りまとめ次第報告する予定）

## 第5 監査実施期間

令和2年1月14日から同年5月8日まで  
（職員調査は、令和元年12月2日から令和2年3月24日まで実施）

## 第6 監査の実施内容

### 1 財務監査（定期監査）

令和元年度の事務事業を対象として、次の各事項について監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- ア 予算執行の適否
- イ 収入の適否
- ウ 支出の適否
- エ 会計事務処理の適否
- オ 契約締結手続及び履行の適否
- カ 課税徴収事務の適否
- キ 工事執行の適否
- ク 補助金その他財政的援助の適否
- ケ 現金及び有価証券の出納保管の適否
- コ 財産の取得、管理及び処分の適否
- サ 庶務事務執行の適否
- シ その他必要と認める事項

### 2 行政監査

1の監査と併せて、次の各事項についても監査を実施した。

- ア 事務事業執行の適否
- イ 組織及び執行体制の当否
- ウ その他必要と認める事項

## 第7 監査の結果

### 1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項は不適切事項15件であり、これを局等別に示すと次表のとおりである。なお、要改善事項は認められなかった。

局 等	実施箇所数	不適切事項が認められた箇所	
		箇所数	件数
政 策 局	か所 2	か所 0	件 0
総 務 局	5	1	1
国際文化観光局	1	0	0
ス ポ ー ツ 局	1	0	0
環 境 農 政 局	5	1	1
福祉子どもみらい局	4	1	1
健康医療局	5	2	3

産業労働局	6	1	1
県土整備局	3	0	0
企業庁	9	2	2
教育委員会	26	6	6
公安委員会	16	0	0
計	83	14	15

(注) 1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 法令等に違反すると認められる事案
- ② 予算目的に反していると認められる事案
- ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- ④ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案

2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

3 スポーツ局には神奈川県立スポーツセンター(令和2年4月1日神奈川県立体育センターを改称)を含めている。

## 2 不適切事項

### (1) 項目別件数内訳

不適切事項 15 件の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の別に整理すると次表のとおりである。

項目	件数	構成率
	件	%
予算執行	1	6.7
収入	0	0
支出	2	13.3
会計事務処理	0	0
契約	6	40.0
課税徴収	0	0
工事	1	6.7
補助金	0	0
現金・有価証券	0	0
財産	4	26.7
庶務	0	0
その他	1	6.7
計	15	100.0

(注) 構成率は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、各項目を合計しても100にならない場合がある。

(2) 特記すべき事案

不適切事項 15 件のうち、特記すべきものが次のとおり 7 件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

(ア) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が 5 万円以上のもの  
該当なし。

(イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が 10 万円以上のもの

歳計外現金事務において、講師謝金に係る所得税及び復興特別所得税 1 件、261,245 円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。その結果、不納付加算税 13,000 円の賦課決定を受けて同額を納付していた。

(産業労働局神奈川県立東部総合職業技術校 p. 7)

(ウ) 上記(ア)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が 100 万円以上のもの（契約手続に関するものを除く。）

支出事務において、総合建物管理業務委託契約（契約額 17,245,440 円）の執行に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、平成 31 年 4 月分から令和元年 10 月分までの支出命令（支出額計 9,980,854 円）について、校長決裁とすべきところ、次長の専決として処理していた。

(健康医療局神奈川県立よこはま看護専門学校 p. 6)

(エ) 財産管理に関する指摘でその規模が 100 万円以上のもの  
該当なし。

(オ) 契約手続に関する指摘でその規模が 1,000 万円以上のもの

○ 総合建物管理業務委託契約（契約額 17,245,440 円）に係る検査調書について、神奈川県財務規則の規定に反し、校長に報告すべきところ、次長に報告していた。

(健康医療局神奈川県立よこはま看護専門学校 p. 6)

○ 機械警備業務委託契約（契約総額 575,871 円、契約期間：令和元年 5 月 17 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）について、業務の開始後に契約を締結していた。また、収容動物飼養・庁舎総合管理委託契約（契約額 14,742,000 円、契約期間：令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）について、契約の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である令和元年 7 月 26 日から遡及して同年 6 月 1 日から契約の効力が生じることとしていた。

(健康医療局神奈川県動物愛護センター p. 6)

(カ) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が 1,000 円以上のもの  
該当なし。

## イ 内容的に特記すべき事案

### (7) 法律・規則（政省令及び条例を含む。）違反のもの

a 同一箇所異なる法律・規則違反が3件以上あったもの  
該当なし。

b 同一箇所同一の法律・規則違反が3回以上行われたもの

#### (a) 支出

総合建物管理業務委託契約（契約額 17,245,440 円）の執行に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、平成 31 年 4 月分から令和元年 10 月分までの支出命令（支出額計 9,980,854 円）について、校長決裁とすべきところ、次長の専決として処理していた。【再掲】

（健康医療局神奈川県立よこはま看護専門学校 p. 6）

#### (b) 契約

総合建物管理業務委託契約（契約額 17,245,440 円）に係る検査調書について、神奈川県財務規則の規定に反し、校長に報告すべきところ、次長に報告していた。【再掲】

（健康医療局神奈川県立よこはま看護専門学校 p. 6）

#### (c) 財産

教育財産の目的外使用許可の処理を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料 12 件、29,736 円が徴収不足であつた。

（教育委員会神奈川県立総合教育センター p. 7）

c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

該当なし。

(イ) 予算目的に著しく反しているもの

該当なし。

(ウ) 事務処理等が著しく不適切なもの

a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの

b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの

c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの

d 業者等への支払の期限を6月以上遅延しているもの

いずれも該当なし。

## 3 要改善事項

該当なし。

## 4 箇所別の監査結果

監査した 83 か所のうち、不適切事項が認められた箇所は 14 か所、認められなかった箇所は 69 か所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

(1) 不適切事項が認められた箇所（14 か所、15 件）

ア 総務局（1 か所、1 件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県川崎県税事務所	令和2年2月6日（令和元年12月17日職員調査）	契約事務において、LAN配線工事契約（契約額2,149,200円）の締結に当たり、賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.7%とすべきところ、これを契約書に記載していなかった。

イ 環境農政局（1 か所、1 件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県自然環境保全センター	令和2年3月10日（令和2年1月30日及び同月31日職員調査）	予算の執行において、埼玉県長瀬射撃場ライフル射撃場の利用料（11月分）11,490円の執行に当たり、保険料（300円）については「（節）役務費」とすべきところ、使用料と併せて全額を「（節）使用料及び賃借料」で執行していた。

ウ 福祉子どもみらい局（1 か所、1 件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県厚木児童相談所	令和2年4月2日（令和元年12月20日職員調査）	契約事務において、別館庁舎機械警備委託契約（契約総額301,320円、契約期間：令和元年8月29日から令和4年3月31日まで）の締結に当たり、長期継続契約であることから、財政課長通知に基づき競争入札により契約者を決定すべきところ、見積合せを行い随意契約を締結していた。

エ 健康医療局（2 か所、3 件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県立よこはま看護専門学校	令和2年4月23日（令和元年12月10日職員調査）	1 支出事務において、総合建物管理業務委託契約（契約額17,245,440円）の執行に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、平成31年4月分から令和元年10月分までの支出命令（支出額計9,980,854円）について、校長決裁とすべきところ、次長の専決として処理していた。 [特記前出]
		2 契約事務において、総合建物管理業務委託契約（契約額17,245,440円）に係る検査調書について、神奈川県財務規則の規定に反し、校長に報告すべきところ、次長に報告していた。 [特記前出]
神奈川県動物愛護センター	令和2年1月31日（令和	契約事務において、機械警備業務委託契約（契約総額575,871円、契約期間：令和元年5月17日

	元年12月9日職員調査)	から令和6年3月31日まで)について、業務の開始後に契約を締結していた。また、収容動物飼養・庁舎総合管理委託契約(契約額14,742,000円、契約期間:令和元年6月1日から令和2年3月31日まで)について、契約の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である令和元年7月26日から遡及して同年6月1日から契約の効力が生じることとしていた。[特記前出]
--	--------------	--

オ 産業労働局(1か所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県立東部総合職業技術校	令和2年2月10日(令和元年12月3日及び同月4日職員調査)	歳計外現金事務において、講師謝金に係る所得税及び復興特別所得税1件、261,245円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。その結果、不納付加算税13,000円の賦課決定を受けて同額を納付していた。[特記前出]

カ 企業庁(2か所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県企業庁藤沢水道営業所	令和2年4月15日(令和2年1月28日及び同月29日職員調査)	工事事務において、企藤第23号藤沢市本鵜沼2丁目13番付近配水管改良工事測量業務委託の設計額の積算に当たり、路線測量について、設計数量を誤って積算するなどしていたため、設計額(3,157,000円)が55,000円過大であった。
神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所	令和2年2月6日(令和2年2月5日及び同月6日職員調査)	支出事務において、平成31年3月分の相模川水系ダム管理事務所管内電気通信及びダム水路施設巡回点検業務委託料1,947,510円について、契約で定められた期限までに支払を行ってなかった。その結果、遅延利息6,700円を支払っていた。

キ 教育委員会(6か所、6件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県立総合教育センター	令和2年2月14日(令和元年12月23日及び同月24日職員調査)	財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料12件、29,736円が徴収不足であった。[特記前出]
神奈川県立弥栄高等学校	令和2年3月30日(令和2年1月15日)	契約事務において、水質検査業務の委託契約(契約額23,760円)について、受託者ではなく、受託者が再委託した者が発行した検査結果報告

	日職員調査)	書に基づいて履行確認を行っていた。
神奈川県立厚木北高等学校	令和2年5月8日(令和2年3月13日職員調査)	財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料2件、3,906円が徴収不足であった。
神奈川県立座間高等学校	令和2年3月30日(令和2年1月16日職員調査)	財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線及び街路灯が共架されているものがあった。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料2件、4,956円が徴収不足であった。
神奈川県立大井高等学校	令和2年1月17日(令和元年12月2日職員調査)	契約事務において、学校機械警備委託契約(契約総額1,857,612円、契約期間：平成30年4月1日から令和5年3月31日まで)について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに行うべきところ、同年11月7日に行っていた。
神奈川県立三ツ境養護学校	令和2年4月23日(令和2年2月28日職員調査)	財産管理事務において、下水道管きよの耐震化工事に伴う土質調査実施に係る教育財産の目的外使用許可に当たり、当該調査は地方公営企業が行うものであるため、教育財産の目的外使用許可取扱要領に定める使用料減免の対象とならないにもかかわらず、使用料を免除していた。これにより、令和元年度の使用料1件、4,330円が徴収不足であった。

(2) 不適切事項が認められなかった箇所 (69 か所)

ア 政策局 (2 か所)

神奈川県統計センター、神奈川県立公文書館

イ 総務局 (4 か所)

神奈川県戸塚県税事務所、神奈川県高津県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県平塚県税事務所

ウ 国際文化観光局 (1 か所)

神奈川県パスポートセンター

エ スポーツ局 (1 か所)

神奈川県立スポーツセンター (令和2年4月1日神奈川県立体育センターを改称)

オ 環境農政局 (4 か所)

神奈川県環境科学センター、神奈川県横浜川崎地区農政事務所、神奈川県立かながわ農業アカデミー、神奈川県東部漁港事務所



**カ 福祉子どもみらい局（3か所）**

神奈川県立かながわ男女共同参画センター、神奈川県立女性相談所、神奈川県平塚児童相談所

**キ 健康医療局（3か所）**

神奈川県小田原保健福祉事務所、神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター、神奈川県食肉衛生検査所

**ク 産業労働局（5か所）**

神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県立東部総合職業技術校二俣川支所、神奈川県障害者職業能力開発校

**ケ 県土整備局（3か所）**

神奈川県リニア中央新幹線推進事務所、神奈川県流域下水道整備事務所、神奈川県城山ダム管理事務所

**コ 企業庁（7か所）**

神奈川県企業庁相模原水道営業所、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁海老名水道営業所、神奈川県企業庁寒川浄水場、神奈川県企業庁水道水質センター、神奈川県企業庁相模川発電管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

**サ 教育委員会（20か所）**

神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所、神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所、神奈川県立図書館、神奈川県立横浜翠嵐高等学校、神奈川県立磯子高等学校、神奈川県立氷取沢高等学校、神奈川県立霧が丘高等学校、神奈川県立瀬谷西高等学校、神奈川県立上溝高等学校、神奈川県立相模原青陵高等学校、神奈川県立大楠高等学校、神奈川県立横須賀明光高等学校、神奈川県立平塚農業高等学校、神奈川県立藤沢工科高等学校、神奈川県立小田原東高等学校、神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校、神奈川県立厚木東高等学校、神奈川県立海老名高等学校、神奈川県立岩戸養護学校

**シ 公安委員会（16か所）**

神奈川県山手警察署、神奈川県鶴見警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県港南警察署、神奈川県青葉警察署、神奈川県都筑警察署、神奈川県栄警察署、神奈川県瀬谷警察署、神奈川県宮前警察署、神奈川県多摩警察署、神奈川県茅ヶ崎警察署、神奈川県平塚警察署、神奈川県秦野警察署、神奈川県伊勢原警察署、神奈川県厚木警察署、神奈川県相模原警察署